

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、コーポレートガバナンスを「当行を持続的に成長・発展させることを目指して、より効率的かつ健全な経営がなされるための仕組み」であると捉えております。

当行の経営理念である「地域とともに発展する銀行」「お客さまとともに栄える銀行」「株主・従業員とともに歩む銀行」を実現するため、当行はステークホルダーである地域社会、お客さま、株主・投資家、従業員を重要なパートナーと位置づけております。そして全てのパートナーの期待に積極的に応え、共通の利益を追求することによって、持続的に価値提供を行い、社会に対する責任を果たしていくためにコーポレートガバナンスの充実に努めております。

経営についての迅速な意思決定、経営者の業務執行に対する適切かつ組織的な監督・評価を行う体制を充実させ、実効的なコーポレートガバナンスを追求してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第7条(政策保有株式)をご参照ください。

(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

【原則1-7】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条(関連当事者間の取引)で関連当事者間の取引に対する当行の考え方等を規定しており、取締役会の承認・報告を要することとしております。

(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

【原則3-1】

(1) 経営理念、経営計画

当行は、「地域とともに発展する銀行」、「お客さまとともに栄える銀行」、「株主・従業員とともに歩む銀行」を経営理念として掲げ、地域社会の発展に貢献し、お取引先や株主のみならず親しまれ、信頼される銀行を目指しております。

また、3年間の中期経営計画「成長～地域とともに～」(平成27年4月～平成30年3月)において、目指す姿を「地元で確固たる存在感を示し、成長し続ける銀行」とし、成長戦略に取り組んでおります。

中期経営計画の詳細は、当行ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.miebank.co.jp/aboutus/ir/index.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第2条(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)をご参照ください。(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第18条(取締役および監査役の報酬等)をご参照ください。

(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

(4) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第19条(取締役候補者および監査役候補者の選定)、「取締役候補者選定基準」および「監査役候補者選定基準」をご参照ください。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

「取締役候補者選定基準」(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/t_sentei.pdf)

「監査役候補者選定基準」(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/k_sentei.pdf)

(5) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名についての説明

取締役候補者および監査役候補者の個々の指名の説明につきましては、「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.miebank.co.jp/aboutus/kabunushi/index.html>)

【補充原則4-1-1】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第12条(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

(http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf)

【原則4-8】

当行の取締役会は、全体として多様な知識・経験・能力を備えバランスの取れた構成にするとともに、独立性のある社外取締役を複数人置くこととしております。

なお、当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条（取締役会の構成）で取締役会の構成に関する当行の考え方等を規定しておりますので、ご参照ください。（http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf）

〔原則4-9〕

当行が定める「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書の「II. 1. 〔独立役員関係〕その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

〔補充原則4-11-1〕

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条（取締役会の構成）をご参照ください。（http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf）

〔補充原則4-11-2〕

取締役および監査役の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載しておりますので、ご参照ください。（<http://www.miebank.co.jp/aboutus/kabunushi/index.html>）

〔補充原則4-11-3〕

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第12条（取締役会の役割・責務）で毎年、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、結果の概要を開示する旨を規定しております。これに基づき当行は、取締役会の「審議」「監督機能」「リーダーシップ」「構成」等に関して、取締役および監査役の自己評価に基づき取締役会全体の実効性の分析・評価を行っております。

なお、平成27年度の実効性に関する分析・評価については、平成28年4月の取締役会において実施しました。その結果、平成27年度の実効性は適切に運営されており、取締役会全体の実効性については十分確保されていることを確認するとともに、取締役会の審議の充実に資する資料の一部改善の必要性等の課題を共有いたしました。当行では本評価を活用しつつ、取締役会の機能の更なる向上に努めてまいります。

（http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf）

〔補充原則4-14-2〕

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第20条（取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針）をご参照ください。（http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf）

〔原則5-1〕

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第21条（株主との対話）をご参照ください。（http://www.miebank.co.jp/aboutus/company/governance/cg_guideline/guideline.pdf）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
銀泉株式会社	10,626,526	7.88
株式会社三井住友銀行	7,765,313	5.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,506,000	3.34
三重銀行従業員持株会	4,274,929	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,339,000	2.47
三井住友カード株式会社	3,306,079	2.45
株式会社セディナ	3,248,523	2.40
住友電装株式会社	2,194,221	1.62
大日本住友製薬株式会社	2,057,146	1.52
SMB Cフレンド証券株式会社	1,926,457	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月

業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原 信義	他の会社の出身者								△			
松井 憲一	他の会社の出身者								△			
用 弘美	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 信義	○	過去 (9 年前) に、新日本製鐵株式会社 (現 新日鐵住金株式会社) の代表取締役副社長として業務執行の任にありました。当行と新日鐵住金株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営に関する豊富な経験及び識見を有しており、これらの経験や識見を当行の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。

松井 憲一	○	過去（2年前）に、出光興産株式会社の取締役副社長として業務執行の任にありました。 当行と同社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営に関する豊富な経験及び識見を有しており、これらの経験や識見を当行の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。
用 弘美	○	----	全日本空輸株式会社における幅広い業務経験及び識見を有しており、これらの経験や識見を当行の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

・取締役会の機能を補完するため、取締役会には、「報酬委員会」及び「人事委員会」という2つの内部委員会を設け、社外取締役が内部委員会の委員（報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

○報酬委員会（必要に応じて随時開催）
取締役および執行役員の報酬等に関する事項を審議します。

○人事委員会（必要に応じて随時開催）
取締役に関する次の事項を審議します。
・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する事項
・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
・その他取締役の人事に関する重要事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は効率的かつ実効性のある監査を実施するため、内部監査部門及び監査法人から監査計画及び監査結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じ適宜意見交換を行うことにより緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古川 典明	公認会計士										○			
伊藤 雄二	他の会社の出身者										△			
吉田 すみ江	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 典明	○	現在、株式会社ミッドランド経営の代表取締役及びミッドランド税理士法人の代表社員として業務執行の任にあります。 当行と株式会社ミッドランド経営との間には通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（当行が紹介した顧客と当社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があります。また、当行とミッドランド税理士法人との間には通常の銀行取引があります。 なお、当行との取引はいずれも同社及び同法人の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営者、公認会計士及び税理士としての豊富な経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験や知見を当行の監査に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外監査役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。
伊藤 雄二	○	過去（10年前）に、住友化学株式会社の取締役として業務執行の任にありました。 当行と当社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営に関する豊富な経験及び識見を有しており、これらの経験や識見を当行の監査に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外監査役は、住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）における財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であることから、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。

吉田 すみ江	○	----	弁護士としての専門的知見及び経験を有しており、これらの知見や経験を当行の監査に活かしていただけるものと判断しております。また、当該社外監査役は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。
--------	---	------	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

・当行は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[社外役員の独立性判断基準]

第1条 当行において社外取締役および社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。

(1) 現在において、当行グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)ではなく、かつ、その就任の前10年間に当行グループの業務執行者であったことがないこと。

ただし社外監査役の場合は、その就任の前10年間に当行グループの非業務執行者であったことがないことを要件に加える。

(2) 社外取締役で、その就任の前10年間に当行グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当行グループの業務執行者であったことがないこと。

社外監査役で、その就任の前10年間に当行グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当行グループの業務執行者または非業務執行取締役であったことがないこと。

(3) ア. 現在または最近において、当行を主要な取引先(※1)とする者またはその業務執行者でないこと。

イ. 現在または最近において、当行の主要な取引先またはその業務執行者でないこと。

(4) 現在または最近において、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(その者が法人等の場合は、その法人等に所属する者をいう。)でないこと。

(5) ア. 当行の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の近親者(※2)でないこと。

イ. 最近において当行グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者(重要でない者を除く。)の近親者でないこと。

ウ. (3)(4)の要件に抵触する者(重要でない者を除く。)の近親者でないこと。

(6) 現在において、当行の主要株主(その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。)でないこと。

(7) 現在において、当行から多額の寄付(※3)を受ける者(その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。)でないこと。

第2条 前条に定める要件に形式的に抵触しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、形式的に抵触する場合であっても、総合的に判断した結果、実質的に独立性を有すると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認めることもある。

※1 「主要な取引先」とは、会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。例えば、融資取引においては当行の融資メインシェア先で、当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先など当行の方針により甚大な影響を受ける取引先をいう。

※2 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

※3 「多額の寄付」とは、過去3年平均で年間1,000万円を超える金額をいう。

[軽微基準]

当行と社外役員個人との銀行取引につきましては、取引条件が一般の取引と同様であり、かつ私人としての取引については株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、当該取引自体の記載を省略しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当行では、取締役の任期を1年間とするとともに、部門担当または使用人兼務として取締役ごとの所掌の明確化を図っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
平成28年3月期に取締役を支払った報酬の総額は268百万円、監査役を支払った報酬の総額は43百万円です。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬額（年額3億円）の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会による審議を経て、取締役会において承認された方法に従って決定しております。また、取締役の報酬は中長期的な業績を勘案して、その水準を決定することとしております。

監査役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬額（年額60百万円）の範囲内で、監査役の協議に従って決定しております。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

- ・社外取締役の監督機能を担保するため、取締役会議案の説明や各種情報提供を適時に行うこととしております。
- ・監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任の職員を配置しております。また、監査役会・監査役ミーティング等を定期的に開催し、社外監査役との情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- ・取締役会は、取締役10名（男性9名、女性1名）で構成され、原則月1回、経営に関する重要事項について審議し、決議します。取締役10名のうち3名の社外取締役を選任し、取締役の業務執行に対する外部からの監督機能等の充実を図っております。社外取締役は、取締役会に出席し、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制部門からの報告を受けております。また、取締役会には、社外監査役を含む監査役も出席し、取締役の職務執行を監査しております。さらに、取締役会の機能を補完するため、取締役会には、「報酬委員会」及び「人事委員会」という2つの内部委員会を設け、社外取締役が内部委員会の委員（報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。
- ・経営会議は頭取及び頭取が指名する取締役並びに執行役員によって構成され、当行全般の業務執行方針並びに執行に関する重要事項を協議するとともに、業務全般の統制、管理を行っております。原則週1回開催され、必要に応じて関係者も出席します。また、経営会議は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであることに鑑み、監査役が出席し、有効、適切な監査が行われるよう配慮しております。
- ・当行は監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役3名の5名（男性4名、女性1名）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定した監査の方針、計画並びに職務の分担に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議へ出席し適宜意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧や本店各部、営業店並びに子会社の業務等の調査を通して取締役の職務の執行を監査しております。
- ・社外監査役は取締役会に出席し独立した公正な立場でそれぞれの専門的知見を活かした適切な助言、提言を行っており、広く経営監視が可能な体制としております。
- ・行内の内部管理態勢等の適切性・有効性、資産の自己査定についての監査及び業務運営に係る法令、規定等の遵守状況を検証する部署として監査部を設置しております。監査部は、内部管理態勢を評価するとともに問題点の改善方法を提言する機能を担い、本店各部、営業店並びに子会社の臨店監査等を実施しております。また、自己査定監査並びに営業店に対し自己査定事後監査を行っております。なお、自己査定監査結果については監査法人の監査を受けております。
- ・当行と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当行に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負います。但し、責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、社外取締役による客観的且つ中立的な経営監督機能と、社外監査役を含む監査役、監査役会による監査機能等により、経営に対する客観的な監視体制が確保できていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催することにより、出席者数の増加を図っております。第204期定時株主総会は平成28年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(狭義の招集通知、参考書類部分)を作成し、当行ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知につきましては、発送に先立って当行ホームページに掲載しております。また、株主総会における事業報告時にスクリーンを使用する等、出席者にわかりやすく説明を行うよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年夏・冬の2回、三重県を中心とした複数の会場において地域への情報発信活動として「経営ご報告会」を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、東京において機関投資家、アナリスト等向けに「インフォメーション・ミーティング」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「インフォメーション・ミーティング」の説明資料、決算短信、ディスクロージャー誌等を当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部にIR 担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行では経営理念並びに行動憲章においてステークホルダーの尊重について言及しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、三重銀行行動憲章において「環境問題への取組」について明文化し、体系的な環境経営体制の構築に取り組んでおります。また、当行は銀行業務を通じた社会貢献を目指し、CSR活動に積極的に取り組んでおります。地域への貢献活動の一環として地元NPOの支援活動等を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行では行動憲章においてお客さま、株主・投資家をはじめとするステークホルダー及び社会とのコミュニケーションについて方針を定めております。

その他

取締役10名のうち、女性1名（社外取締役）を選任しております。
監査役5名のうち、女性1名（社外監査役）を選任しております。

〈女性の活躍に向けた取組み〉

当行では職員一人ひとりの能力を伸ばし、職員全員が生き生きと働ける職場作りを行っております。とりわけ女性が幅広い分野で能力を存分に発揮できる環境を整え、長く安心して勤務を継続し、キャリアアップできるよう積極的に支援しております。中期経営計画「成長～地域とともに～」(平成27年4月～平成30年3月)において、指導的立場に就く職員のうち女性職員の割合を現在の10%程度から20%程度まで引き上げることを目標としております。

(主な取組み項目)

- ・輝く女性の活躍を加速するプロジェクトチームの設置
- ・女性の能力発揮をサポートする研修、面接等の充実
- ・育児休職制度等ライフプランに応じた人事制度の活用サポート
- ・女性の積極的登用を通じた人材力強化

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は内部統制の態勢整備を経営の最重要課題として位置づけており、その充実に取り組み、絶えず高度化を図るべく、内部統制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「三重銀行行動憲章」を制定し、法令やルールの厳格な遵守、反社会的勢力との対決を掲げるとともに、取締役頭取があらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、法令等を遵守し社会的責任を果たすことを企業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役職員のコンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンス規定」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に周知するとともに、研修等を適宜行いコンプライアンス意識の高揚に努める。
- (3) コンプライアンスに関する基本事項は取締役会で決定する。法令等遵守態勢の整備・確立に必要な事項を検討・協議する機関として、コンプライアンス経営会議を設置するとともに、コンプライアンス統括部署として品質向上部を設置する。各部署にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの実施状況を管理監督させるとともに、コンプライアンス統括部署は適切な研修体制を構築する。
- (4) コンプライアンス責任者がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部署に報告する体制を構築する。不正行為の早期発見と是正を図るため、使用人及び取引業者の従業員等が直接報告することが可能な公益通報制度を整備する。報告を受けたコンプライアンス統括部署はその内容を調査し、関係部と協議のうえ再発防止策を決定し、実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会規程、文書管理に関する諸規定に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。「リスク管理規定」により、当行のリスク管理を適切に行うための組織・体制を明確化する。総合企画部をリスク管理統括部署として、管理すべきリスクの種類毎に主管部を定め、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
- (2) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に経営会議に報告し、リスク管理態勢に関する重要な事項は取締役会にも報告する。
- (3) 監査部は内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、経営会議及び取締役会に報告する。
- (4) 災害、危機等の緊急事態に備えて、「危機対策・業務継続規定」及び「危機対策・業務継続マニュアル」を制定し、定期的に訓練等を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当行の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項については、予め頭取及び頭取が指名する取締役ならびに執行役員で構成する経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。「組織及び職務権限規定」において取締役の職責、職務権限等を定める。
- (2) 取締役会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員はこれらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて経営会議において議論を行う。
- (3) 取締役会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各取締役担当部門の現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正する。
- (4) ステークホルダーの理解を得ることにより、当行の事業が効率的に運用できるようIR活動及び経営情報の開示を適時適切に行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行グループにおける内部統制を確保するため、当行及び各子会社間で内部統制に関する協議、情報の共有が効率的に行われる体制を構築する。
- (2) 当行取締役、及び各子会社の取締役は、各業務部門の内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 定期的に当行の全取締役、部長及び全子会社の取締役が出席する会議を開催し、当行グループの業務運営方針を共有するとともに、コンプライアンスに関する基本方針を確認する。
- (4) 子会社の経営に関しては子会社毎に定めた当行の担当部署が統括し、子会社の資本異動、人事、経営計画、決算、新規事業、定款変更、業務提携等の重要な事項については、事前に当行の承認を得ることとする。
- (5) 当行の監査部は当行及び子会社の内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、その結果を当行取締役会及び子会社の代表取締役へ報告し、内部統制の改善策の指導を行う。
- (6) 各子会社においてもコンプライアンス規定、コンプライアンスマニュアルを策定させ、子会社の使用人及び子会社の取引業者の従業員等も公益通報制度の利用対象者とする。
- (7) 子会社から当行に報告を要する事項を定め、経営上重要または異例事態の発生は報告の対象とする。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、使用人を配置する。

7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当該使用人は、監査役の指揮命令に従う。
- (2) 当該使用人に関する人事考課および人事異動は、監査役との協議事項とする。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役は次に定める事項について、事態認識後直ちに監査役に報告することとする。ただし、監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ア. 取締役会で決議された事項
 - イ. 経営会議で決議された事項
 - ウ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - エ. 経営状況について重要な事項
 - オ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - カ. 重大な法令・定款違反

キ. 公益通報の状況及び内容

ク. その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 当行の使用人は前項ウからクに関する重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 子会社の取締役、監査役又は子会社毎に定めた当行の担当部署は、子会社において生じた第1項ウからクに定める事項について、事態認識後直ちに当行の監査役に報告することとする。ただし、当行の監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
- (4) 子会社の使用人は第1項ウからクに関する重大な事実を発見した場合は当行の監査役に直接報告できるものとする。
- (5) 監査役はいつでも当行及び子会社の取締役及び使用人に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (6) 監査役への報告を行った当行及び子会社の取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて当行の顧問弁護士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査部は監査計画及び監査結果について監査役に定期的に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等に備え、一定額の予算を設けるとともに、監査役からその職務の執行について費用等の請求があった場合は、法令に従い担当部署にて適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを、「三重銀行行動憲章」に掲げております。反社会的勢力への対処に関するマニュアルを策定し、全役職員が常時閲覧可能なシステムにより周知徹底を図っております。また、外部専門機関から講師を招き、随時行内研修を実施しております。体制面では、統括部署である総務部が中心となって、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、行内各部署及び警察等の外部専門機関と連携することにより、反社会的勢力との関係を遮断することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

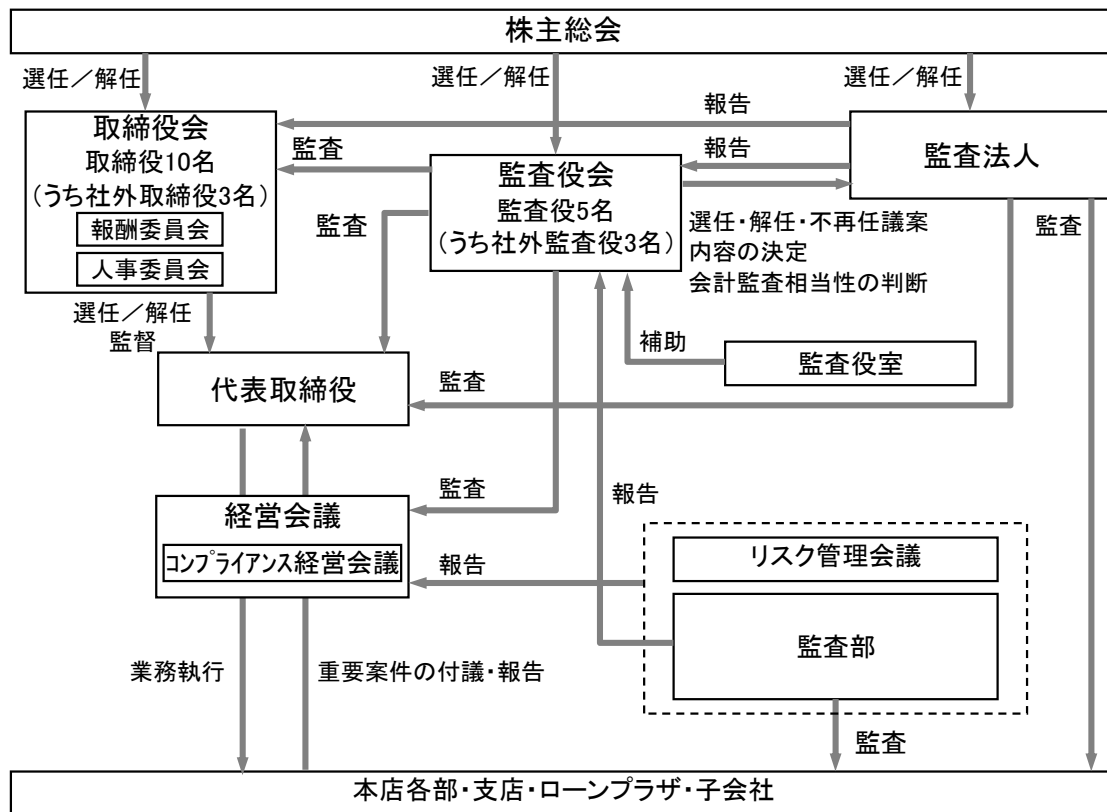
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〈適時開示体制の概要〉

1. 当行では、東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」を基に当行独自の「会社情報適時開示マニュアル」（以下マニュアルという）と、前年度の財務諸表の数値を基準に「会社情報適時開示における開示基準金額表（〇年〇月期基準）」を毎期初に作成し、所管部に周知させております。なお、本マニュアルにおいて、適時開示規制上開示が求められる全ての会社情報に関し所管部を定めております。
2. 会社情報適時開示ルールは次の通りであります。（マニュアルより抜粋）
 - (1) 法令等に基づき適時開示すべき事項とその所管部については、「適時開示事項と所管部」の通りとする。
 - (2) 所管部は、本マニュアルに基づき、日々の業務の中で適時開示に該当する事項が発生していないか、常時注視する。
※詳細については、マニュアル別冊「適時開示に関する法令等解説集」および、金融商品取引法第2章企業内容等の開示、企業内容等の開示に関する内閣府令、会社情報適時開示ガイドブック（東京証券取引所編）等を参照のこと。
 - (3) 適時開示に該当する事項であることが明らかな場合には、所管部は、「総合企画部」と協議のうえ、速やかに取締役会又は経営会議の決裁をとり、「総合企画部」とともに開示手続を行う。
 - (4) 適時開示に該当する事項であるかどうか明らかでない場合についても、所管部は、「総合企画部」と協議のうえ判断し、該当すれば上記(3)の通り開示手続を行う。
3. 以上のように、開示が求められる全ての会社情報に関し、所管部署が明確化されており、所管部署において適時開示事項を常時注視する体制が整備されております。また、総合企画部が各所管部における適時開示事項に関し協議・検証し、開示対象事項と判断される場合には、取締役会又は経営会議の決裁を経て、所管部とともに適時開示をする体制が整備されております。なお、コンプライアンス体制を統括する品質向上部を設置しており、適時開示に際しては品質向上部においても検証する体制としております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示手続のフロー図】

